

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第39号	
事故等種類	運航不能（舵故障）	
発生日時	平成23年2月24日 14時00分ごろ	
発生場所	フィリピン共和国ルソン島北方100海里（M）付近 （概位 北緯20° 19.9′ 東経120° 20.0′）	
事故等調査の経過	平成23年2月28日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット トリスタン、7.9トン	
船舶番号、船舶所有者等	280-42008香川、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	舵損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、1人を同乗させ、フィリピン共和国サンフェルナンド港に向けてルソン島北方100M付近を航行中、平成23年2月24日14時00分ごろ、舵が故障して運航不能となった。</p> <p>船長及び同乗者は、付近を航行中のタンカーに救助された。</p> <p>船長は、本船をえい航することができなかつたため、船長が船底弁を開けて沈没させた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 6</p> <p>海象：波高 2～3m、うねり あり</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、ルソン島北方100M付近を航行中、舵が故障して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>舵は、漂流物に接触して故障した可能性があると考えられるが、故障した状況を明らかにすることはできなかつた。</p>
原因	本インシデントは、本船が、ルソン島北方100M付近を航行中、舵が故障したことにより発生したものと考えられる。	